

## 平成28年 多賀城市教育委員会第11回定例会議事録

- 1 会議の年月日 平成28年11月21日(月)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆  
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子  
委員 根來 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員  
副教育長兼教育総務課長 大森 晃  
学校教育課長 身崎 裕司  
生涯学習課長 萱場 賢一(秘密会時退室)  
文化財課長 郷右近 正晃(秘密会時退室)  
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
  - 日程第1 前回議事録の承認について
  - 日程第2 議事録署名委員の指名について
  - 日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告
  - 日程第4 議事  
議案第29号 議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について  
報告第4号 多賀城市いじめ防止基本方針に基づく調査結果の報告について
  - 日程第5 その他

### 教育長

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年の第11回定例会を開会します。

なお、本日の議案は、先に配布されたとおりですが、お手元にありますように追加議案がございますので、よろしくお願いたします。

## 日程第 1 議事録の承認について

教育長

はじめに、第 10 回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略します。前回定例会の議事録について承認を求めますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

それでは異議がないものと認めまして、前回定例会の議事録については、承認されました。

## 日程第 2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第 21 条第 3 項の規定により、教育長において樋渡委員、根來委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

## 日程第 3 諸般の報告について

### 事務事業等の報告

教育長

それではこれより、本会議に入ります。

はじめに事務事業等の報告をいたします。平成 28 年第 10 回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

諸般の報告、教育総務課関係、11 月 1 日、「平成 28 年度市政功労者表彰式典」が文化センターで行われ、地方自治功労として前教育長の菊地昭吾氏が、教育文化功労として個人 6 名と 1 団体がそれぞれ受彰されました。

11 月 2 日、宮城県の「平成 28 年教育功績者表彰式」が宮城県庁で行われ、本市では教育行政分野から前教育長の菊地昭吾氏が、学校保健分野から 1 名がそれぞれ受彰されました。

11 月 6 日、「平成 28 年度多賀城市総合防災訓練」が行われました。教育委員会関係では、市内小中学校の全児童生徒、教職員の参加のもと、災害発生時の初期行動訓練として、地域の一次避難所から大規模災害時の指定避難所への移動訓練や、通信手段が途絶えたとの想定による学校施設、社会教

育施設の被災状況把握訓練等を実施しました。

11月17日、「平成28年度宮城県教育委員会、市町村教育委員会教育懇話会全体会議」が宮城県庁で開催され、教育長、浅野委員が出席しました。

学校教育課関係、来年度新入学児童を対象とした「就学時健康診断」が、10月25日に多賀城小学校、10月28日に山王小学校、11月8日に城南小学校、11月9日に多賀城東小学校、11月15日に天真小学校で行われ、11月30日の多賀城八幡小で全て終了いたします。平成29年度の市内小学校への入学予定者数は、11月10日現在では584名で、昨年度と比較して61名の増となっております。

10月31日、第2回の「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、平成28年度1学期の本市におけるいじめの実態及び学校でのいじめ防止の取組などについて協議を行いました。

11月2日、「塩竈地区障害児就学指導委員会」が開催され、本市においては、在籍児童19名、来年度入学予定児童17名について答申をいただきました。この後、保護者との面談を踏まえ、特別支援学級や支援学校への入級・入学等の手続きを進めてまいります。

生涯学習課関係、10月29日、「第41回全国高等学校総合文化祭日本音楽部門プレ大会」が文化センターで開催されました。

10月30日、多賀城市立図書館のある多賀城駅北ビルA棟の入館者が100万人を超え、記念のセレモニーが行われました。

同日、「スポーツフェスティバル」が市民プールで開催され、118名がミニ運動会や泳力検定などに参加しました。

11月3日、「多賀城市芸術文化協会第44回文化祭」が文化センターで開催されました。舞踊や楽器演奏などの舞台発表のほか生け花や書道の展示、お茶席など日ごろの活動が披露され、来場者は923名でした。

11月5日、「第15回さざんか駅伝大会」が仙台港多賀城地区緩衝緑地東地区を会場に開催され、駅伝とミニマラソンに204名が参加しました。

11月12日、「第35回多賀城市民音楽祭」が文化センターで開催され、合唱や吹奏楽など市内で活動している24団体と、天童市から特別出演した天童混声合唱団の参加があり、来場者は1,268名でした。同日に、サークルフェアと玄関看板の作製に協力いただいた、多賀城中学校美術部の作品展を開催しました。

11月19日、「オリンピックデーフェスタIN多賀城」が総合体育館で開催され、オリンピック選手とのミニ運動会を144名が楽しみました。

前回定例会以降に実施された主な社会教育事業等は別表のとおりです。

文化財課関係、11月1日、多賀城市市制施行45周年を記念しての講演会を文化センターで開催いたしました。講師には多賀城跡調査研究所初代所長・東北歴史博物館初代館長の岡田茂弘氏をお迎えし、「多賀城跡の調査と保存のあゆみ」について講演をいただきました。講演終了後、元多賀城跡調査研究所所長の進藤秋輝氏、文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官の佐藤正知氏を交えての鼎談を行い、参加者は230名でした。

11月10日、多賀城南門等復元整備事業に係る協議のため、文化財課長等が文化庁に出張いたしました。

11月14日、「平成28年度第1回文化財保護委員会」を市役所で開催し、教育長、副教育長、文化財課長等が出席いたしました。平成28年度事業進捗状況の報告を行い、市指定文化財への追加案件について、及び学校日誌の公開について御意見をいただきました。

11月16日、17日、「全国史跡整備市町村協議会第3回役員会及び臨時大会」が東京都で開催され、市長、文化財課長が出席いたしました。大会終了後、文化財関係予算獲得のため、関係各省及び国会議員へ陳情活動を行いました。

平成28年11月21日提出、教育長、以上でございます。

それではただいまの報告について、質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり。)

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認いたします。

#### **日程第4 議事**

##### **議案第29号 議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について**

#### **教育長**

次に、議事に入ります。はじめに、議案第29号「議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について」、生涯学習課長から説明いたします。生涯学習課長。

#### **生涯学習課長**

それでは、議案第29号「議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について」を説明させていただきます。本日配付させていただいている資料もありまして、「【参考資料】議案関係法令」という資料もお配りしております。これは、議案の説明の中で引用する法律あるいは規則の抜粋をまとめて記載しておりますので、こちらも併せてご覧いただければと思いますので、よろ

しく願いたします。

本案は、市長において議会の議決を経るべき教育に関する事務について定める事件の議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められましたので、これに異議のない旨の意見を申し出ることとするものであります。

今回市長から意見を求められている案件は「多賀城市公民館条例の一部を改正する条例について」で、全ての公民館において各室使用料に冷暖房使用料を加算することができるよう、現行条例の一部を改正するといったものになります。

条例の改正内容について説明をさせていただきますので、はじめに8、9ページをご覧ください。

8ページの表は、中央公民館の各室の概要と冷暖房使用料を記載したのですが、公民館の各室使用の際に冷暖房機を使用した場合の冷暖房使用料の加算については、中央公民館のみで行っており、山王地区公民館及び大代地区公民館では行っていないのが現状です。すなわち、山王地区公民館及び大代地区公民館で冷暖房機を使用しても、利用者負担が生じないといった不公平な状態となっております。

次に、9ページの各表につきましては、山王地区公民館と大代地区公民館の各室の概要と冷暖房機の設置状況を記載したものです。暖房機については各室設置済みではありますが、先ほど申しあげましたように暖房使用料の加算は行っておりません。

また、冷房機の設置につきましては、今後、段階的に行っていくこととしているところですが、同じ公民館内で冷房が設置されている部屋とそうでない部屋での利用環境と利用者負担に不公平な状況が生じているところです。

以上のような状況を踏まえて、利用者負担の不公平な状態を是正し、利用者負担の適正化を図るため、山王地区公民館と大代地区公民館においても、各室使用料に冷暖房使用料を加算することができるよう、現行条例の関係規定を改正することとするものです。

次に具体的な改正箇所について説明いたしますので、10ページをご覧ください。

条例の新旧対照表で、右側の「旧」の欄が改正前、左側の「新」の欄が改正後の内容となります。

現行の公民館条例では、公民館の各室使用に際して冷暖房機を使用する場合は、備考5に記載のとおり、「中央公民館の各室を使用する場合で」といったふうに、中央公民館に限定して冷暖房使用料を加算する旨の規定が設けられて

おります。

今回の条例改正で、備考5から「中央公民館の」といった文言を削ることにより、冷暖房使用料の加算を中央公民館に限定することなく、山王地区公民館、大代地区公民館を含む、全ての公民館に共通して適用される規定とするものです。

次に7ページをご覧ください。

附則として、本条例の施行期日を平成29年4月1日と定める規定を設けておりますが、同日から山王地区公民館と大代地区公民館でも冷暖房使用料の加算をすることができるようにするものです。

以上申し上げました本条例案の内容につきましては、本年10月26日開会の第10回教育委員会定例会で決定されました、山王地区公民館及び大代地区公民館における冷暖房使用料の設定に向けた方向性に合致するものとなっておりますので、市長に対してこれに異議のない旨を申し出ることとするものです。

なお、冷暖房使用料につきましては、10ページに記載の備考5の5行目から「1時間につき700円以内で市長が定める額」と規定されていますが、「多賀城市教育委員会事務委任規則」、これは別紙資料にも記載してはいますが、こちらの中段にあります規則の第2条第1号の規定により、具体的な使用料の額の設定事務については教育委員会が委任されておりますので、本条例案が可決、成立した後は、教育委員会の規則である「多賀城市公民館管理規則」で個別具体的な冷暖房使用料の額を定めることとなります。

本条例の施行期日は平成29年4月1日を予定しており、公民館利用者、特に山王地区公民館、大代地区公民館の利用者に対して十分な周知期間を設ける必要がありますので、本条例成立後、速やかに公民館管理規則の改正手続を進めさせていただきます。

本案に関する説明は以上です。

## 教育長

ただいまの説明について質疑ございませんか。樋渡委員。

## 樋渡委員

2点なのですが、平成29年からということは、9ページの各地区公民館の施設概要で冷房機に「×」が付いているところが、平成29年度までには設定が予定されているのでしょうか。

## 教育長

生涯学習課長。

## 生涯学習課長

9ページの冷房機の設置状況で「×」が付いているものがあるのですが、こちらの方はその年その年の予算の状況に応じて予算の確保が必要になってくる事業となってきます。ですので、この「×」印が付いているところについては、今後段階的に整備を進めていくというふうにはしているところです。ですので、29年度に全て「○」になるのかと言うと、難しいところだと思っています。

当面は「○」が付いている部分で使用料の設定をして、徴収をしていくということを考えています。

#### 教育長

樋渡委員。

#### 樋渡委員

もう一つ、使用時間で、1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間に切り上げるとなっているのですが、例えば1時間数分というときと、1時間半というときで、30分未満か以上かという場合があると思うのですが、全て極端な話だと、1時間を10分過ぎたときは2時間というふうになるのでしょうか。

#### 教育長

生涯学習課長。

#### 生涯学習課長

規定のつくりからしますと、1時間未満の場合は全て1時間に切り上げるというふうな取り扱いにしています。細分化してしまいますと使用料の徴収事務が複雑、煩雑になるということもありますので、一定程度の範囲で数字を丸めるということも必要だと考えております。そのようなことから費用を計算させていただいて、1時間単位の処理をしています。

#### 樋渡委員

タイムカードとは違うけれどもきちんとなっているので、管理している担当の方で「5分過ぎたけど1時間でいいね。」ということではなく、5分過ぎてしまうと1時間になってしまうのでしょうか。

#### 生涯学習課長

そのような規定になっておりますので、規定を遵守して事務が行われていると考えています。

#### 樋渡委員

わかりました。ありがとうございます。

#### 菊池委員

実は前もって、時間を申請するのです。ですから1時間で借りるか、2時間

で借りるかは各団体に決めています。追加するときには、各団体が「申し訳ないけどもう1時間追加してください。」というお願いになるので、事務的なことはスムーズに進んでいるかと。私は利用者なのでそう思います。

#### 樋渡委員

後片付けでちょっと遅れたというときは、もう申請しているからその時間内で、ということですね。わかりました。ありがとうございます。

#### 教育長

よろしいですか。

#### 生涯学習課長

はい。

#### 教育長

それでは他にございませんか。

(「はい」の声あり。)

それでは質疑がないようですので、採決に入ります。議案第29号について、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議がないものと認め、議案第29号について原案どおり決定いたします。

### 報告第4号 多賀城市いじめ防止基本方針に基づく調査結果の報告について

#### 教育長

ここで追加議案についてよろしいでしょうか。当初の案件については以上でございしますが、引き続き追加提案のありました報告第4号を議題といたしますが、本件については、個人情報を含む案件ですので、秘密会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、これから秘密会といたします。それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

(生涯学習課長、文化財課長 退室)

(秘密会の会議録については、別途作成)

(生涯学習課長、文化財課長 入室)



## 日程第5 その他

### 教育長

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたら  
お願いをいたします。

(「ありません」の声あり。)

### 副教育長

委員からなければ、私の方からお話したいことがあります。

### 教育長

副教育長。

### 副教育長

前回の定例会で、樋渡委員の方から図書館本館の中学生の利用状況について  
御質問があり、後日調べて回答させていただくということにしていたものでは  
から、生涯学習課長から説明させていただきたいと思いますので、よろしくお  
願いします。

### 教育長

わかりました。お願いします。生涯学習課長。

### 生涯学習課長

本日配付しました資料に付きまして説明させていただきます。前回の第10  
回定例会において樋渡委員の方から御質問のあった内容で、中学生がどれくら  
い市立図書館本館を利用しているかということで、その際お答えできなかった  
部分なのですが、資料を用意させていただきました。

まず、「平成28年度多賀城市立図書館運営状況①」と書いてある資料です  
が、こちらが今年度に入ってから、移転後の市立図書館の4月からの6か  
月の利用状況についてまとめたものです。

運営状況の①は利用者、図書を借りた方の人数をまとめたもので、樋渡委員  
から御質問がありました「中学生」につきましては、「本館」の中の「生徒」  
という欄をご覧ください。4月からの6か月間で中学生が本館で図書資料の貸  
出を受けた延べ人数で、2,400人となっています。裏面の方をご覧ください  
なのですが、こちらが図書貸出冊数となります。こちらも同様に、「本館」  
の「生徒」の欄をご覧くださいなのですが、4月からの6か月間で7,51  
5冊の貸出がありました。

それからもう一枚資料を提出させていただいております。こちらは、「平成  
28年度多賀城市立図書館要覧」の抜粋ということで用意させていただいてお  
ります。こちらの同じ箇所を比較していただければ、利用の流れと言いますか、  
変化がある程度おさえることができるかと思っております。こちらの下に41ページ

とふってある方ですけど、「本館」の「生徒」の欄をご覧いただきたいと思います。平成27年度になりますと、途中で閉館したということもありますので、26年度のところで比較していただくと、どういった動き、流れがあるのかがおさえられると思います。「本館」の「生徒」の26年度のところを見ていただきますと、延べ734人ということでありますので、先ほどご覧いただいた28年度の6か月間になりますけれども、26年度は1年間になりますのですぐには比較できませんが、6か月という期間が半分の状態でも3.3倍くらいに利用者数が増えているということになります。同じく、図書館要覧抜粋の裏面の方をご覧いただきたいと思いますが、こちらも同様の箇所と比較させていただきます。「本館」の「生徒」の欄、こちらは貸出冊数です。26年度の方を見ていただきますと、2,580冊というふうな数字となっております。そうしますと、先ほどご覧いただいた4月から6か月間と比べますと、半年間で7,515冊の貸出がございましたので大体2.9倍くらいで、中学生の図書の貸出冊数、貸出を受けた人数がともに増えているということが読み取れるかと思えます。

これはまだ半年間のものですので、これからどういうふうに推移するのかということは、1年間通してみないと正確な比較はなかなか難しいと思えますけど、現時点で今までよりもだいぶ読書活動が推進、促進されているということが言えるのではないかと思います。

若干懸念材料があるとすれば、移動図書館の利用、特に「児童」の利用が下降気味であるところだと思っております。

以上です。

#### 教育長

ありがとうございました。なにか質疑はございますか。樋渡委員。

#### 樋渡委員

利用者が増えてすばらしいと思うのですが、区分のところで「図書」と書いてあるのはどういう意味なのでしょう。区分のところで「一般」「団体」とあるところに「図書」と書いてあるのですが、

#### 生涯学習課長

すみません、ちょっとこの部分については分かりませんでしたので、恐れ入りますが次回回答させていただきたいと思えます。

#### 教育長

他にございますか。樋渡委員。

#### 樋渡委員

すばらしい図書館、プレイルームが出来て、塩竈や他の市町村の方のお子さ

んが、あそこに行くと安心して遊べると保護者から伺っています。多賀城市だけではなくて他の地域から利用される方も多いので、本当に図書館が出来ていい結果になっているのかなと思います。以上です。

**教育長**

他に御質問ございますか。それではこの件はこれで終了といたします。

他に議題としたいことはありませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは、以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもって、多賀城市教育委員会第11回定例会を終了いたします。お疲れ様でございました。

午後0時13分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 主査 山形 剛大

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成28年12月22日

**多賀城市教育委員会**

教育長 印

委員 印

委員 印